

沖縄市地域公共交通活性化協議会設置規約

(目的)

第1条 沖縄市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号に置く

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等（運賃・料金は除く）の協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(会長及び副会長)

第5条 協議会の会長は主務の副市長とし、会長は会務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

- 3 会議に出席できない場合は代理出席をもって出席とすることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(書面等による会議)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、協議会の決議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。この場合において、同条第2項中「出席」とあるのは「書面等による意思表示」と、同条第4項中「出席委員」とあるのは「書面等により意思表示した委員」と読み替えるものとする。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、沖縄市 都市整備室 都市交通担当に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査員)

第12条 協議会に監査員を2名置く。

2 監査員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査員は協議会の会計監査を行い、その結果を協議会において報告する。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(設置期限)

第15条 協議会の設置期限は、2028年3月31日までとする。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第4条関係）

団 体	役職
沖縄市	副市長
琉球大学工学部工学科 社会基盤デザインコース	教授
沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課	課長
沖縄県 土木建設部 道路街路課	課長
一般社団法人 沖縄県バス協会	専務理事
一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	専務理事
私鉄沖縄県労働組合連合会	執行委員長
沖縄バス株式会社	運輸部長
株式会社琉球バス交通	常務取締役
東陽バス株式会社	運輸部長
沖縄交通運輸株式会社	代表取締役
沖縄総合事務局 運輸部 企画室	室長
沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	課長
沖縄県 企画部 交通政策課	課長
沖縄警察署 交通対策課	課長
沖縄市老人クラブ連合会	会長
NPO 法人バリアフリーネットワーク会議	理事長
沖縄市自治会長協議会	副会長
沖縄商工会議所 会頭	会頭
沖縄市観光物産振興協会	副会長

付 則

この規約は、平成29年4月20日から施行する。

この規約は、令和元年8月6日から施行する。

この規約は、令和2年7月13日から施行する。

この規約は、令和6年2月9日から施行する。

この規約は、令和7年1月29日から施行する。

この規約は、令和7年5月1日から施行する。